平成２１年（フ）第３３３２号
札幌市白石区南郷通１丁目北２番23―1607号
債務者　布施　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３５５号
札幌市中央区大通西８丁目２番地30　パシフィックレジデンス大通西1401号
債務者　榎　れい子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３７１号
札幌市北区屯田５条12丁目９番５号
債務者　佐渡　正子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４２２号
札幌市北区北29条西５丁目２番23―201号
債務者　佐々木光徳
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２２号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字諸葛川13番地７
債務者　齋藤　　勉
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４２３号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字諸葛川13番地７
債務者　齋藤　香恵
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５１５号
盛岡市小鳥沢１丁目９番７号　サンビレッジ小鳥沢Ｅ―202号、旧住所盛岡市桜台２丁目15番17号
債務者　佐々木　正
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５３３号
盛岡市西青山３丁目６番41号　エクセル西青山105号
債務者　刈田恵美子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６７５号
岩手県花巻市二枚橋第６地割429番地４
債務者　池田　　豊
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７０５号
盛岡市上堂１丁目19番88号　ウエダマンション５号
債務者　中田風司郎
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７０６号
岩手県下閉伊郡山田町山田第５地割30番地58
債務者　古川　シゲ
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７１４号
盛岡市緑が丘３丁目20番11―402号
債務者　澤口由加理
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１０８７号
埼玉県朝霞市田島１丁目２番２号　小宮アパート２Ｆ、旧住所埼玉県朝霞市田島１丁目９番67号　田中方
債務者　村木　祐三
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４４号
さいたま市緑区東浦和３丁目28番地12　大北第一ミドリハウス202
債務者　沢野　利恵
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３６号
埼玉県桶川市泉１丁目９番43号　サンハイツ303号
債務者　土屋　太一
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７７号
さいたま市見沼区大字南中野574番地５　テイムハイツ202号室
債務者　福田　　永
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２９８号
埼玉県上尾市東町３丁目2016番地８
債務者　宮澤　浩美（旧姓三塚）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係